



---

臨床法學演習  
募集要項

---



## 【目次】

1. 募集について	1 頁
2. 募集に関する注意事項	2 頁
3. 選考方法	3 頁
4. ゼミ内容	4 頁
➤ 四宮 啓 先生	4 頁
➤ 伊藤 幸生 先生	5 頁
➤ 森田 聡 先生	6 頁

# 1. 募集について

## 【募集スケジュール】

募 集 日 程	
応 募 期 間	2022年9月2日(金) 14時～9月8日(木) 12時50分
選 考 期 間	2022年9月9日(金)～9月15日(木)
合 否 発 表	2022年9月16日(金) 20時予定

## 【応募方法】

[K-SMAPY II](#) より

※ログイン後、上部バナー「アンケート」より応募してください。

## 2. 募集に関する注意事項

※「臨床学演習」については、通常の「演習」（法律専攻）・「応用演習」（法律専門職専攻）と併せて履修することが可能です。

また、「臨床法学演習」は、通年科目ではなく半期科目になります。

（前期・後期それぞれ開講しています。）

今回は、後期開講の「臨床法学演習」の募集となります。

(ア) 上記の募集期間に必ず応募してください。応募期間外の応募は認められません。

(イ) K-SMAPY II からの応募がなく、課題の提出だけをしている場合、応募は受け付けられません。

(ウ) 提出期限を超えたりレポートの提出は認められません。

(エ) 「臨床法学演習」は、題目・テーマが異なれば同一年度に4単位（2科目）まで履修することができますが、各半期において履修できるのは、2単位（1科目）までとなります。

(オ) 選考に合格後、他の教員への変更・科目取り消しはできません。

(カ) 各教員の連絡先は個人情報のため、お教えできません。

(キ) 「臨床法学演習」応募に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

### 【問い合わせ先】

教務課	① 10時～12時40分 ②13時40分～17時00分
-----	-----------------------------

※月曜日～金曜日で受け付けます。

※土、日曜日、祝日は学年暦に準じ、授業実施日に限り開室いたします。

### 3. 選考方法

希望する教員の選考方法を確認してください。

例年、レポートの提出期限や面接日時を間違えているケースがありますので、ご注意ください。

教員名	選考方法	提出方法・レポート締切日時		レポート内容	備考
		面接日時		面接教室	
四宮 啓	レポート	提出方法	メール送付 UDG36010@nifty.com	本科目を履修したい理由	(書式) A4横書き。冒頭に学籍番号と氏名を明記 (字数) 500-1000字程度
		締切日時	9月8日(木) 12時50分まで		
伊藤 幸生	レポート	提出方法	アンケート画面で回答	志望動機及びこの科目に期待すること	(書式) 自由 (字数) 500字程度
		締切日時	9月8日(木) 12時50分まで		
森田 聡	レポート	提出方法	アンケート画面で回答	①自己紹介・自己アピール ②本演習で取り扱ってみたい問題 ③本演習に望むこと	(書式) 自由 (字数) 600～1,000字程度
		締切日時	9月8日(木) 12時50分まで		

## 4. ゼミ内容

教員名	四宮 啓
科目名	臨床法学演習(模擬裁判で知る刑事訴訟)
演習テーマ	模擬捜査・模擬裁判で知る刑事訴訟
演習内容	<p>平成21年5月に裁判員制度が導入されてから、10年が経過しようとしている。今や誰もが司法手続に実際に参加し得る社会となった。</p> <p>ある犯罪が発生し、捜査が開始され、その捜査で得た証拠に基づき裁判となる時、その手続は、真実の発見と、個人の基本的人権の保障とが衝突する場面の連続である。刑事訴訟法その他の関係法令は、これら二つの理念を調整するため、捜査から公判(裁判)まで、刑事手続全体に対して厳格な規定を設けている。</p> <p>本演習は、前半の【捜査】と後半の【公判(裁判)】から構成され、全体を通して一つの具体的な事件を取り扱う。</p> <p>捜査機関(警察・検察)として、弁護人として、あるいは裁判官として実演してもらうことで、法の各条文の定める手続規定が現実の刑事手続でどのように生きているのか、またそのような手続規定の下で真実の発見と個人の基本的人権の保障とをどう調整し、正義を実現していくべきかを学ぶ。</p> <p>加えて、特に【公判(裁判)】においては、検察官として、あるいは弁護人として、法が定める手続の下で、それぞれの主張を立証し、裁判所に認めてもらうためにはどのように主張・立証を行うべきか、法廷戦略・法廷技術の初歩も学ぶ。裁判を離れた、プレゼンテーションの技術の一環としても応用の利くものである。</p>
教科書	六法(必須)
参考文献	椎橋隆幸編著『よくわかる刑事訴訟法(第2版)』(ミネルヴァ書房)
応募条件	できれば刑事訴訟法関係の講義を事前に履修していることが望ましい。
備考	

<p>教員名</p>	<p>伊藤 幸生</p>
<p>科目名</p>	<p>臨床法学演習(民事法律相談の実際)</p>
<p>演習テーマ</p>	<p>臨床法学演習(民事法律相談の実際)</p>
<p>演習内容</p>	<p>民事紛争の勝敗は、一体どのようにして決まるのでしょうか。 何かを請求しようとする側は、何を請求したいのか、そしてその請求をするためにはどのような主張と立証をすれば良いのかを考えなければいけません。 一方、請求される側も、相手方の請求をどのように退ければいいか、そのためにはどのような主張と立証をすれば良いのかを考えなければいけません。 このように、民事紛争は、請求する側と請求される側がそれぞれ攻撃防御を行い、その結果で勝敗が決まる「試合」、あるいは「ゲーム」に例えることが出来ます。 では、この民事紛争という「ゲーム」に勝つには、どのような攻撃、または防御をすればいいのでしょうか。</p> <p>民事訴訟での勝敗を決める判断構造について、「要件事実論」と呼ばれる考え方があります。弁護士や裁判官は、民事紛争が訴訟となった場合、この要件事実論に基づいて、その紛争に適した法律論を組み立て、戦い、勝敗を判断しています。要件事実論は、法律の条文を、現実の紛争の中で使って戦うためのメソッドとも言えるかもしれません。</p> <p>本講では、要件事実論の基本構造について、具体的な事例を題材にして、請求する側と請求される側がどのような攻撃防御を行ったらいのかを皆さんと検討することで理解することを目指します。</p>
<p>教科書</p>	<p>六法（簡易なもので可）</p>
<p>参考文献</p>	
<p>応募条件</p>	
<p>備考</p>	

教員名	森田 聡
科目名	臨床法学演習(リーガル・ライティング)
演習テーマ	リーガルライティング
演習内容	<p>この授業は、実際に起こり得る民事事件を素材に、その解決のために必要な法律・判例・文献を的確に探し出し(=リーガル・リサーチ)、そのような資料の調査・探求によって得た情報に基づいて、事案の具体的解決のために必要・有益な文書を作成する(リーガル・ライティング)ための基礎的な能力を身に付けることを目的とします。</p> <p>基本的には教員が担当した実際の事件をモデルとした事例、あるいは時事問題を個別のテーマとして行きます。</p> <p>成績評価は平常点50%と授業中に作成して頂いた法文書50%にて行います。</p>
教科書	特に指定はありませんが、お手持ちの基本法(憲法、民法、刑法、商法(会社法)、民事訴訟法、刑事訴訟法など)の教科書を参照してもらうことはあります。
参考文献	授業時には六法を持参してください。
応募条件	特にありません。
備考	特にありません。